

部会活動費補助規程

- 第 1 条 【部会活動費の補助】 地方部会および専門部会（以下「部会」と総称する）はその活動に要した経費の補助を、各年度 7 万円を上限として、学会に申請できる。
- 第 2 条 【報告者の招聘】 部会の企画・主催する大会分科会に報告者を招聘する場合は、社会政策学会旅費規程を準用し、前条の上限額の範囲内で申請できる。なお、部会が非会員を報告者とする企画を企画委員会に提出する際には、会員外から招聘しなければならない理由を、企画書に記さなければならない。
- 第 3 条 【飲食費の不支給】 飲食費は申請できない。
- 第 4 条 【地方部会への補助要件】 地方部会が活動費補助を申請する場合、以下の各号が満たされていることを会計担当幹事に説明しなければならない。
- (1) 各年度の活動状況と参加者の概数を代表幹事に報告する。
 - (2) 研究会案内を公開するなど、会員が参加しやすくなるよう配慮している。
- 第 5 条 【専門部会への補助要件】 専門部会が活動費補助を申請する場合、専門部会規程第 7 条の各号が満たされていることを会計担当幹事に説明しなければならない。
- 第 6 条 【その他の事項】 本規程に定める以外の事項については当該部会と会計担当幹事との協議を経て、幹事会の決定により処理する。

附 則 本規程は 2024 年度から適用する。

制 定 2008 年 5 月 24 日